２　インフラ情報・環境企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）で建設残土その他の副産物に関するものに関すること。
三～五　（略）
３～10　（略）
（企画官、国土政策企画調整官及び国際協力調整官）
第三十八条　総務課に、企画官、国土政策企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人を置く。
（削る）
２　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。
３　国土政策企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
４　国際協力調整官は、命を受けて、国土政策局の所掌事務に係る国際協力に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

２　インフラ情報・環境企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）で建設残土その他の副産物に関するものに関すること。
三～五　（略）
３～10　（略）
（企画室並びに企画官及び国際協力調整官）
第三十八条　総務課に、企画室並びに企画官及び国際協力調整官それぞれ一人を置く。
２　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること（他課及び計画官の所掌に属するものを除く。）。
二　国土政策局の所掌事務に係る国際協力に関すること（国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）。
３　企画室に、室長を置く。
４　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。
（新設）
５　国際協力調整官は、命を受けて、国土政策局の所掌事務に係る国際協力に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（国土管理企画室及び国土政策企画官）
第三十八条の二　総合計画課に、国土管理企画室及び国土政策企画官一人を置く。
２　国土管理企画室は、次に掲げる事項をつかさどる。
一～三　（略）
四　国土調査に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。
３・４　（略）
第四十条　削除

第四款　不動産・建設経済局
（土地収用管理室及び企画官）
第四十二条　総務課に、土地収用管理室及び企画官一人を置く。
２　土地収用管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　土地の使用及び収用に関すること（土地政策課の所掌に属するものを除く。）。
二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
３　土地収用管理室に、室長を置く。
４　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

（国土管理企画室及び国土政策企画官）
第三十八条の二　総合計画課に、国土管理企画室及び国土政策企画官一人を置く。
２　国土管理企画室は、次に掲げる事項をつかさどる。
一～三　（略）
（新設）
３・４　（略）
第四十条　国土情報課に、地理空間情報活用推進官一人を置く。
２　地理空間情報活用推進官は、命を受けて、国土情報課の所掌事務のうち地理空間情報の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に係るものをつかさどる。

第四款　土地・建設産業局
（国際室及び公共用地室並びに企画官、国際展開推進官、国際連携調整官、用地企画官及び用地調整官）
第四十二条　総務課に、国際室及び公共用地室並びに企画官、国際展開推進官、国際連携調整官、用地企画官及び用地調整官それぞれ一人を置く。
２　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
二　土地・建設産業局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
三　土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。